

令和元年度小郡市保育料 徴収金額表
【3歳未満保育認定子どもに限る】

(単位：円)

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保 育 標準時間	保 育 短時間
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0
B 2	A階層及びC 4階層からD 7階層までを除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0
C 2	均等割額のみ課税世帯	12,000	11,700
C 4	A階層からC 2階層までを除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 16,000	15,700
D 1	48,600円以上 61,600円未満	19,000	18,700
D 2	61,600円以上 72,400円未満	23,000	22,600
D 3	72,400円以上 97,000円未満	28,000	27,500
D 4	97,000円以上 169,000円未満	37,000	36,300
D 5	169,000円以上 301,000円未満	52,000	51,100
D 6	301,000円以上 397,000円未満	65,000	63,800
D 7	397,000円以上	65,000	63,800

【注1】 要保護者等世帯（※1）のうち、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合の利用者負担額（月額）は、この表の規定にかかわらず、次表に定める金額となります。

（※1）ひとり親世帯または、在宅障害児（者）がいる世帯

【注2】 3歳以上保育認定子どもの保育料は無償です。

令和元年度小郡市保育料（要保護者等世帯） 徴収金額表
【3歳未満保育認定子どもに限る】

(単位：円)

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保 育 標準時間	保 育 短時間
B 1	市町村民税非課税世帯	0	0
C 1	市町村民税の均等割額のみ課税世帯	5,000	4,900
C 3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 7,500	7,350
D 1-1	48,600円以上 61,600円未満	9,000	9,000
D 2-1	61,600円以上 72,400円未満	9,000	9,000
D 3-1	72,400円以上 77,101円未満	9,000	9,000

- 【注2】 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※2）、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が標記の額、次に年齢の高い児童が標記額の1/2の額、3人目以降の児童は無料となります。
- 【注3】 次の階層に該当する世帯は上記【注2】にかかわらず、次の基準に基づき算定を行います。
- （ア）C2・C4・D1（市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯）
⇒特定被監護者等（※3）の中で第2子目にあたる時は標記額の1/2の額、第3子目以降にあたる時は無料となります。
- （イ）B2・C1・C3・D1-1・D2-1・D3-1
⇒特定被監護者等の中で第2子目以降にあたる時は無料となります。
- 【注4】 階層区分の認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- 【注5】 保育料は、当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。
- （※2） 保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している就学前児童がいる場合をいいます。
- （※3） 特定被監護者等…①保護者に監護される者（未成年）②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者）③保護者またはその配偶者の直系卑属（①②以外） < E X . 小学生や高校生等 >
※一部対象外となる場合がありますので市へお尋ねください。